

埼玉信用組合をご利用のお客さまへのお知らせ

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。埼玉信用組合は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することが出来るように対策を進めております。

こうした中、金融庁は、2018年2月に、金融機関等における実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これに基づき、お客さまとのお取引の内容、取引状況に応じて、次のような対応をさせていただく場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

《 お客さまへのお願い事項 》

- ※ ご確認させていただくお取引や、確認方法、確認内容は金融機関によって異なる場合があります。
- ※ ご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
- ※ お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、お取引の目的等を確認させていただく場合や、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。
- ※ 各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、ご回答の状況やお取引の内容にもとづき、やむを得ずお取引をお断りさせていただく場合があります。

《 ご確認させていただく場合 》

以下のお取引を受け付ける場合には、お取引の目的、資金使途、資金原資等を確認させていただきます。
なお、お取引の目的、資金使途、資金原資等の確認においては各種書面等のご提示をいただきます。

- ◎ 200万円以上の現金・持参人払式小切手による入出金
- ◎ 10万円以上の現金・持参人払式小切手による振込
- ◎ 上記金額に満たない取引であっても、1回あたりの取引の金額を減少させるために取引を分割していることが一見して明らかの場合

埼玉信用組合